市道への除草剤散布について（ご案内）

除草剤を散布すると

① 道路上の視野を確保し、交通の安全性向上を図られます。

②２～３カ月程度の長期間、雑草の繁茂を抑えられます。

このようなことから、市道除草作業に除草剤散布を併用することにしました。

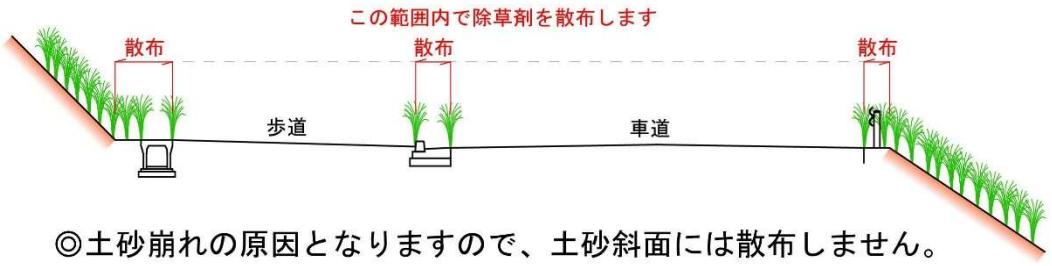

◎土砂崩れの原因となりますので、土砂斜面には散布しません。

【使用する除草剤について】

環境への影響が少ないとされる、安全性の確認された除草剤を使用いたします。また、使用する除草剤は、土壌中で速やかに不活性化します。

除草剤散布においては、周辺環境（民家や耕作地の近接）および風向きや降雨など、天候にも充分に配慮いたします。

※市民の皆様へのお願いとご注意

〇散布作業中は作業員がいますので、付近を通行される際にはご注意ください。

〇散布直後は、薬液が乾燥するまで周辺の草木に直接触れないでください。

〇散布区域内において、小さなお子様が草に触れたり、散歩中のペットが草を口にしないよう、特にご注意をお願いします。

【除草剤散布の案内方法】

除草剤散布区間では、作業開始の ３日以上前 から、散布終了後 ２日以上が経過するまで、「除草剤散布中」の看板を設置します。

※除草剤散布に支障がある場合は、

除外希望箇所についてご連絡ください。

お問い合わせ先
五島市役所　建設課　維持係
電話番号：７２－２５１４